

著作権まるわかり！

『教材を作るとき』から『教材を使うとき』まで
押さえておきたいポイント、お伝えします！

学内限定公開なら、問題ない？

外部に公開するとき、自分の著作権ってどうなるの？

YouTubeの動画をオンデマンド教材として使ってもいいの？

経済学部 皆さん！

11月に
「授業目的公衆送信」
利用報告調査ありますよ

☺_☺;;

その1

著作権制度の概要

その2

教材作成、
授業・入試等で
他者の著作物を
利用するときの
著作権の考え方

その3

教員自身の著作権

その4

授業目的公衆送信
補償金制度

日にち：2022年7月21日(木)

時間：13時30分～15時30分

開催形式：Zoomによるオンラインで実施

※後日、オンデマンドでも配信いたします。

対象者：本学教職員（小学校、中学・高等学校の皆さまも大歓迎です！）



お申し込みはこちら！



福岡教育大学 教育学部 大和 淳 教授

1986(昭和61)年に文化庁著作権課に勤務以来、文部省初等中等教育局高等学校課、浦安市教育委員会教育総務部長、横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科助教授、国立教育政策研究所総務研究官等の職務の中で、著作権制度に係る法制の企画や指導行政、初等中等教育における教育課程行政、著作権に関する教育研究に従事し、2016(平成28)年4月より現職。

本学(法学部)では、平成17年度～18年度に非常勤講師として「著作権法」を担当。

2019(令和元)年より、授業目的公衆送信補償金制度に係る運用指針策定のため、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」に委員として参加。